

戦後アジアの軍用墓地と追悼

——台湾の場合——

原 田 敬 一

〔抄録〕

戦前日本国家が全国に設置していた軍用墓地の調査・研究をふまえて、戦後アジアの国民国家がどのような軍用墓地を作り、追悼儀礼を行っているのか、を今後調査していく。今回の報告は、台湾⇨戦後「中華民国」での調査をまとめ、東アジア型国家追悼形式

という概念を提出する。

キーワード 軍用墓地、忠烈祠、軍人公墓、追悼、台湾

はじめに

筆者は、一九四五年までの日本国家が、兵役従事者のために創設した軍用墓地、具体的には陸軍埋葬地（のちに陸軍墓地）、海軍埋葬地（のちに海軍葬儀場）を、現地調査と制度史の両面から調べていくことを、ここ一〇年ほど続けてきた。¹

その結果、戦没者を含めて兵役従事者たちの追悼に関する幾つかの提言をまとめることが出来た。ここでは、戦前と戦後をつなぐ視点を持つていたが、それを今度は横に広げることが必要だと考えるように

なった。きっかけは、横浜市にある英連邦軍墓地の調査である。二〇〇〇年十一月のRemembrance Dayにあたる日の調査は刺激的であった。大英帝国の軍用墓地が「極東」の日本にもあるという事実の他、参加した追悼儀礼も、宗教のあり方や政教分離などを考える上で大きな材料となった。そこで、二〇〇一年度から「軍用墓地と追悼——日本とイギリスの比較」を研究テーマとし（文部省科学研究費助成、二〇〇一〜二〇〇三年度）、調査に出かけようとしたのだが、昨年九月の事件以来の状況から、まずアジアの戦後国民国家の軍用墓地を調査することにした。二〇〇二年二月に行った韓国調査（佛敎大学総合研

究所青山忠正班の調査であったため『佛教大学総合研究所紀要』に報告論文掲載を予定している）、二月から三月に行った台湾調査⁽²⁾と二カ国はひとまず終えた。八月にアメリカ合州国の調査も行ったので、来年度はいよいよUKの調査に行かねばならない。

それらを考察分析する上で、まず台湾の調査をまとめる必要がある。管見の限りでは、戦後アジアの軍用墓地の歴史と現状を分析した論考は存在しない（少なくとも日本語では）。韓国・ソウルでの調査の折り、大学の教員が調査に来たのは初めてだと驚かれたことから、ほとんど無視されているのだろうと思つた。

一九四九年毛沢東らに敗北した蒋介石軍は、大挙して台湾に移り、以後五〇年以上台湾を「中華民国」政府の拠点地域として支配を続けている。ここを正式の国家の支配地と見なすことは、「二つの国家」を認めることになり、現在の国際通念にも反する。筆者は、中国人民を代表するのは中華人民共和国だと一貫して考えているが、ここでは台湾という地域を「国家」の名の下に支配していることによって、いかなる「追悼」や「顕彰」が扱われているか、という問題に限って、事例として取り上げたい。本稿は、戦後「中華民国」という枠組みによってこの地域で行われていることを調査・分析した中間報告である。

第一章 忠烈祠における追悼儀礼

1 「忠烈祠」の意義

「忠烈祠」という追悼施設が、現在の台湾各地に存在している。HPで調べると、台北市、桃園市、台中市、花蓮市、台南市、嘉義市、

など台湾各地の都市にある。台中市のHP⁽³⁾での説明は、
国家と民族のために献身した英霊を供奉している
場所とある。花蓮市の忠烈祠は、やはりHP⁽⁴⁾によれば、

忠烈祠は美崙山の南側山麓にあり、鄭成功、劉永福、丘逢甲らの先烈を祭る。正殿は黄色い瓦に朱塗りの壁、荘厳である。

とあって、三人を「先烈」として祀るという。鄭成功は、淨瑠璃の「国姓爺合戦」でも知られた、明末清初の武将。劉永福は、清末の軍人で、黒旗軍を率いて、フランス軍とベトナムで戦い、日清戦後の台湾への日本進出に対しても抵抗した。邱逢甲は、台湾の拳人で、日清戦後台湾民主国をたて、副總統兼全台義軍統領（總統は台湾巡撫唐景崧）として抵抗した。いずれも台湾の歴史に不可欠の英雄である。それ以外の人を祀っているかどうかは未調査のため不明である。台中市の忠烈祠と祭祀対象は異なるのだろうか。

「忠烈祠」は、誰を祀り、何を行うところであるのか。その祭祀に関しては、「忠烈祠祀辦法」が一九六九（民国五八）年七月二五日に制定されている（一九九八―民国八七年四月八日、一九九九―民国八八年―二月二九日にそれぞれ改正された）。条文を翻訳・要約して考えてみよう。第一章 総則は、

第一条 忠烈祠、紀念坊、碑の設立・保管・入祀順序や儀式は、
本法に基づく。

とあって、「忠烈祠・紀念坊・紀念碑」の設立根拠は本法であるとうたっている。第二章は「入祀事績」で、祭祀の対象者を三ヶ条にわたって規定している。

第二条 殉職官兵の左記の事績のある者は忠烈祠に入り、記念碑及び記念坊を建てることができる。

一 戦陣の功のある士卒 二 殊勲者 三 忠勇特に著しき者
四 戦闘で負傷死した者 五 その他の忠烈行為の資格ある者

第二条の一 殉職警官・義勇警察・民防人員・消防人員・義勇消防人員、あるいはその他法令に基づいて公務に従事した人員、困難に立ち向かって職務を遂行した者、その他忠烈事績を有する者は忠烈祠に入り、記念碑・記念坊を建てることのできる。

第三条 殉難人民の左記の事績を有する者は忠烈祠に入り、記念碑・記念坊に入ることができる。

一 敵の重要な情報を掴んだ者 二 民衆を組織し軍隊活動を助け、軍隊命令を執行した者 三 敵の幹部を倒した者
四 敵方の重要交通路線を破壊した者 五 敵方の工場・倉庫・重要な軍事物資を破壊した者 六 敵方のスパイ組織を破壊した者 七 捕虜になっても屈しなかった者 八 救護作戦官民者 九 忠貞な事績が顕著な者

この規定は、軍人(第二条)だけでなく、その他の人民も祭祀を行うと規定している。一九六九年制定以後の修正過程は不明だが、条数の変動的なことから考えて、軍人(第二条)と人民(第三条)がまず規定され、軍人に準じる警官や消防士などの祭祀規定(第二条の一)があとから付加されたのではないだろうか。ともあれこの三ヶ条によつ

て、総じて国家への「忠烈行為」のあった者は皆「忠烈祠」で祭祀を行うことになった。本法の制定される一九六九年以前の祭祀がどうなっていたのかは、後考を待ちたい。

第一条から第三条に規定された国家への「忠烈」者たちをどこで祭るのか、などは「第四章 設立及保管」に規定されている。

第八条 忠烈祠は直轄市、県(市)政府所在地に設け、記念坊や記念碑は事績を遺した地、殉難地、原籍地に建立する。
中央政府所在地の首都は首都忠烈祠を建立し、専門の祠・坊・碑を建てることのできる。

「忠烈祠」は、直轄市のほか県政府や市政府の所在地に設けるが、記念坊や記念碑は関係する場所に建立する規定である。なかでも「首都」台北市の忠烈祠は特別であることが、この第八条からたち現れてくる。調査した所では、それぞれの設立地は様々だった。台中市は市内の中心地、孔子廟の近くにあったが、台北市は後に述べるように市街地のはずれである。それ以外の忠烈祠は調査していないが、市街地のはずれで、追悼空間にふさわしい場所が選ばれているようである。
建設費用や保管機関の規定も第四章である。

第九条 忠烈祠及び記念坊・記念碑の建築経費の負担は、左記の規定による。

一直轄市・県(市)は地方政府が支出する。二首都忠烈祠及び専門の祠・坊・碑は国庫が支出する。
忠烈祠の建立・保管経費は予算に組み込むこと。

第一〇条 各地忠烈祠の保管機関規定は左記の如し。

一 首都忠烈祠は内政部

二 直轄市忠烈祠は直轄市政府民政局

三 県（市）忠烈祠は県（市）政府

首都忠烈祠と特定の祠・坊・碑は国庫負担で設立し、管理は「首都」忠烈祠のみ中央政府の内政部が行う。各地の忠烈祠は、費用も保管も地方行政機関が担当する。

この章には、忠烈祠に陳列するものの規定も置かれているが、祭祀の中心となるべき位牌（中国語では牌位）の規定は、第五章である。

第一二条 忠烈祠は左記の物品を徴集し陳列する

一 烈士の遺像 二 烈士の遺著 三 烈士の遺物

四 烈士に関する文献 五 烈士に関する撮影物

前項の資料は入祀を申請した人・機関が探し集めて提供する。

陳列物は、人物写真のほか、著作・遺物・関係文献など多様なものが受け入れられている。

2 祭祀の執行について

崇敬の中心となる位牌（牌位）の規定「第五章 烈士牌位」（一条）を検討しよう。

第一五条 烈士の位牌の様式と尺度は左の如し

一位牌は一律に青い底に金字、周囲に花の紋、上に額を加え、下に座を設ける。

二位牌は真ん中にまっすぐ烈士の姓名を書き、肩書き

ある者は肩書きを加え、左に年齢と所属、右に殉難理由を書く。

三位牌の長さは二四センチ、幅は七センチ、両辺の幅は五センチ、額高は七センチ、座高七・五センチ、座の幅一五センチ、座の長さ九センチ。

位牌そのものは、高さ二四センチ幅七センチなどの規定があるが、階級や所属、殉難理由などで差を設けることはしていない。金字や花紋などを「一律」のものとし人による個性化も認めていない。

こうした位牌を忠烈祠に祭る場合は、それなりの権威ある儀式が求められよう。「第六章 入祀儀式及公祭」の規定である

第一六条 烈士の入祀は、該当の忠烈祠保管機関が先に位牌を作り、当地の機関・団体・学校の人を指定地点に集合させるよう通知し、入祀する。

多数の入祀者がいる場合は、同時に入祀儀式を行うことができる。

第一七条 位牌の入祀の行列は先のごとし。

一 国旗 二 横に長い白い布（殉職殉難烈士入祀典礼と書く） 三 楽隊 四 儀仗隊 五位牌 六 烈士の遺族 七 各機関・団体・学校の代表

儀仗隊進行時は銃口は下に向ける。楽隊がないものは太鼓や喇叭、その他音楽を用いることができる。

第一八条 参加人員は民衆団体を除いて、皆制服を着る。

第一九条 位牌が通る時は軍警は最敬礼を行う。車両及び通行人

は停止する。帽子をかぶっている者は脱帽し、かぶっていない者は注目する。

第二〇条 位牌が忠烈祠に着いたら、典礼を行う。その次第は左記の如し。

一 典礼開始 二 全体起立 三 主祭着席 四 陪祭着席
五 哀悼の音楽を奏す 六 線香を供える 七 献花 八 祭文を読む 九 烈士の位牌に向かって三礼 一〇 黙祷
一一 主席が烈士忠烈の殉難事績を報告 一二 音楽を奏する 一三 典礼終了

主祭は本法第二四条の規定をもってこれにあてる。

第二二条 烈士入祀の日は当地の機関・団体・学校及び商工団体は皆国旗を掲げること。

第二三条 烈士入祀の日は各関係機関がその家族を慰問し、意義を伝え、烈士の遺物を展覧する。

第三二条 記念坊・記念碑の落成儀式は、本法第二〇条の規定により行う。

以上のように地域から多数の人を集めるべきこと（第一六条）、行列（第一七条）と式次第（第二〇条）、制服着用（第一八条）、位牌への敬意表明（第一九条）、国旗による敬意の表明（第二一条）など、威儀を正しくするための細かい規定が決められている。また忠烈祠だけでなく記念坊・記念碑などにも適用される（第二三条）。

第二四二条 各地忠烈祠は、毎年三月二九日及び九月三日に公祭礼

節によつて公祭を行う。首都忠烈祠は、総統が主祭となり、直轄市忠烈祠は市長が主祭となり、県（市）忠烈祠は県（市）長が主祭となる。各地の各機関・団体は構成員を参加させる。

第二四二条の一 本法修正施行前に既に殉職している警察・義勇警察・民坊人員・消防人員・義勇消防人員あるいはその他法令によつて公務に従事している人員の第二二条の一に符合する者は本法の規定によつて忠烈祠に入り、記念碑・記念坊を建立することができる。

第二四二条は、公祭の執行日を毎年三月二九日と、軍人の日である九月三日と定め、全国で一斉に追悼を行うことを求めている。ここで「首都」台北市の忠烈祠の特殊性が一挙に現れる。主祭となる人物が国家の総統と定められているのである。他の地域は市長・県長が主祭であるが、台北市のみは国家の代表が主祭となる。そこで「首都」台北市の忠烈祠を概観しておこう。

3 「首都」台北市の忠烈祠

「首都」台北市にある「忠烈祠」は、観光客によく知られている。なぜなら、守っている衛兵の交代式が、儀式張つた様子で、まるでもちやの兵隊のようであり、それを見るのが観光名物になっているからである。台湾の観光客は必ずここを訪れ、観光宣伝もここをはずすことはない。アメリカ合州国・ワシントン特別区にあるアーリントン国立墓地でも、「無名戦士の墓」の衛兵交代が観光客の見物になって

おり、それに学んだのかも知れない。ただ台北市の衛兵交代は、それが終わるとすぐに人々は離れて観光バスで去っていく。忠烈祠の展示物を拝観している観光客はそう多くない。

忠烈祠は、台北市の北部、台北駅から四キロほど北上した基隆河の北岸にある。すぐ西にある圓山大飯店は、日本占領期に台湾神宮があったところである。忠烈祠は、かつて台湾護国神社があった跡地に創建された。基隆河の南部は、都市化した台北市の市街地中心であり、それを北にわたったこの地域が、日本占領期から追悼の空間として設定されており、それを戦後「中華民国」も踏襲したと言えよう。空間構成を劇的に変化させることができなかつたから追悼空間の踏襲が採用されたのであり、植民地時代をどう考えているのかという問題とは別個に考えるべきだろう。HP⁵⁾によれば、

忠烈祠は台北圓山付近の北安路上に位置し、背後に青山を控え、前方に基隆河を臨む。民国五八年に落成し、広大にして、建築は荘嚴偉大、豪華華麗で明の宮殿建築を模しており、主殿は北京太和殿の雰囲気と備えている。忠烈祠内は歴年の忠勇烈士の位牌、建国史跡の写真を祭っており、烈士たちの成仁取義のおおなる恐れる事なき精神を象徴している。中華民国成立前の革命烈士から抗日戦争及び国共内戦の間に犠牲になった三三万將士官兵はみなここに祭られている。忠烈祠の四方を囲む一万余坪の草地は、山々に囲まれて一種の厳肅な雰囲気醸成し、建築物の荘嚴さをさらに引き立てている。毎年



写真① 忠烈祠（台北市）



写真② 忠烈祠（台中市）

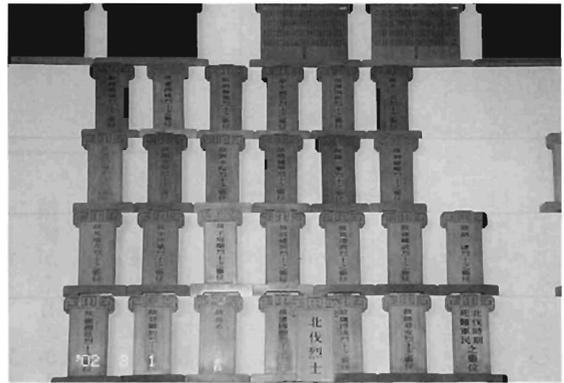
春秋には国家元首が文武百官を従えて、ここで祭りを行う。一〇月国慶節の時には、帰国した華僑たちの必ず参拝する地となっている。忠烈祠は、毎時間衛兵交代の儀式を行い、一見の価値あり。と述べており、全体の雰囲気がかめる。

文中の「烈士たちの成仁取義のおおなる恐れる事なき精神」は、建造物としては、区域全体の入り口の門柱に刻まれている。写真①は台北市、写真②は台中市の忠烈祠のそれぞれの門柱である。いずれも右に「成仁」、左に「取義」の文字を掲げ、儒教的精神を強調している。

「忠烈祠」は、追悼の空間として威嚴と静肅が求められる。台中忠

烈祠の門前に建てられていた「台湾省台中忠烈祠參心得」は、次のように示している。

- 一、祠内に入る際には必ず服装を整えること。
 - 二、ペットを連れて入らない事
 - 三、祠内では飲食遊戯をしない事
 - 四、煙草の吸殻等ゴミを捨てないこと
 - 五、痰を吐いたり立小便をしないこと
 - 六、花木を折らないこと
 - 七、門の枠や窓に登ったり、欄干を越えないこと
 - 八、商品を買ったり、乞食行為をしないこと
 - 九、静粛にして騒がない事
 - 十、祠内の壁・梁・柱・欄干・樹木などに張り紙・彫刻をしない事
 - 十一、風俗を乱し良俗を損なう行為をしない事
 - 十二、烈士遺族が参拝する場合は、先に管理所と連絡する事
 - 十三、参観人数が多数の場合は、分かれて参拝する事
 - 十四、祭典及び外資献花の折は参観を停止する
- 威厳と静粛を維持するために、細かい禁止規定が設けられているのである。
- 台北市「忠烈祠」は、北京にある紫禁城の主城である太和殿を模した大殿がある。面積は一八七六平方メートル（約六〇〇坪）、高さ二六メートルという大きな建築物である。大殿中には中心に「国民革命烈士之靈位」の位牌を祀った「神棚」（大殿入り口の日本語説明文による）、右には「中華民族遠祖黃之靈位帝」の位牌、左には孫文の写



写真③ 忠烈祠（台北市）・靈標

真が祀られている。位牌は象徴的なものだが、大殿の左右には別の建物として「文烈士祠」、「武烈士祠」があり、それぞれ文官武官の位牌を祀っているところ③。先に検討した「忠烈祠祀辦法」第十五条の規定の位牌がこれらのようである。それぞれの大きな戦いでまとめられて並べられていると思われる。

第二章 国軍忠靈塔・軍人公墓と埋葬

一 三種類の軍人埋葬地

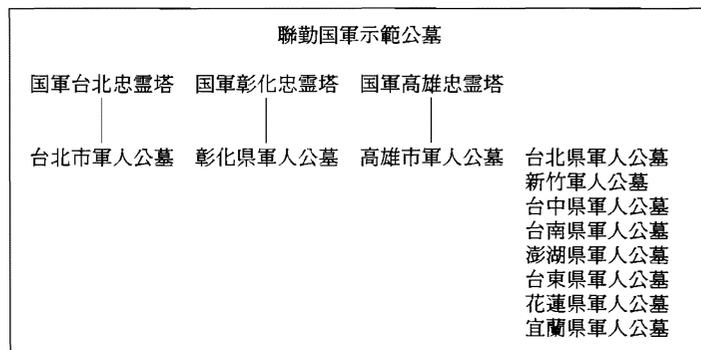
追悼儀礼を行う場である「忠烈祠」に対して、実際に軍人たちの埋葬を行う場が、台湾各地に設けられている。台湾では、一般市民を葬る墓地は「公墓」と呼ばれていて、大きな都市では数多く設けられている。インターネットで「軍人公墓」と入力すると、第二表のデータが現れた。国府軍の軍人が葬られる「軍人公墓」は、表にあるように、「国軍示範公墓」、「国軍忠靈塔」、「軍人公墓」の三種類に分かれることがわかった。台湾各地に合計一六ヶ所設置されている（第1表）。

第1表 各地軍用墓地の住所と電話

聯勤国軍示範公墓	台北市南港郵政九〇五七号信箱	02-26451992
国軍台北忠霊塔	台北中和園通路三六七巷一七号	02-22472959
国軍彰化忠霊塔	彰化市八卦山卦山路一—号	04-7254283
国軍高雄忠霊塔	高雄県烏松郷澄清湖	07-3719850
台北市軍人公墓	台北市南港区研究院路三段一三〇号	02-27851687
高雄市軍人公墓	高雄市燕巢郷深水路四巷八〇号	07-6151245
台北県軍人公墓	台北県樹林鎮忠義街三五号	02-26894924
新竹軍人公墓	新竹市明湖路二四三巷二〇号	03-5257547
台中県軍人公墓	台中県大甲鎮成功路八〇号	04-6876674
彰化県軍人公墓	彰化市宝山路一—号	04-7242545
台南県軍人公墓	台南県関廟郷松?村	06-5953594
高雄県軍人公墓	高雄県烏松郷中正路一七七巷三号	07-7318485
澎湖県軍人公墓	澎湖県湖西郷林投村二号	06-9921302
台東県軍人公墓	台東県卑南郷泰山村三九五号	089-382111
花蓮県軍人公墓	花蓮県基地安郷福興村?二号	038-526331
宜蘭県軍人公墓	蘇澳鎮望湖里聖湖路一〇一—号	039-964610

（典拠）HP「軍人公墓」<http://www.vac.gov.tw/dept1/lhi7.html>の翻訳。

第1図 国軍示範公墓・忠霊塔・軍人公墓の関係



「忠霊塔」を持つ台北、彰化、高雄の三ヶ所には、いずれも「軍人公墓」も設置されており（彰化県の軍人公墓も彰化市にある）、それぞれには特色、特権が付与されていると考えるべきだろう。一六ヶ所を、設置場所によってわかりやすくすれば、次の表のようになる（第1図）。

台湾全土にまんべんなく軍人の埋葬施設が設置されていることがわかると同時に、「首都」台北市の他、彰化、高雄の二都市も重視されていることが明らかである。説明した公文書は未発見であるが、「忠霊塔」が特設されている点で、国府軍の歴史に根拠があるのかも知れない。

2 軍人埋葬地の手続き

こうした施設への埋葬に関する手続きも、同じHPから入手した（第2表）。この規定では、「国軍示範公墓」と「国軍忠霊塔」は「聯勤」が管理し、

「軍人公墓」は県政府か市政府、地方行政団体が管理することになっている。「聯勤」は、国軍の後方部門の「聯合勤務」のことだから、軍自身であり、それだけ権威を高く位置づけていると評価できる。

「国軍示範公墓」は動統二〇年以上、「国軍忠霊塔」は動統一〇年以上、「軍人公墓」は所定の兵役義務を果たした者、というふうな軍への貢献度で分けているようである。動統年数が長い者は当然職業軍人

国府軍の係員に尋ねると、最も格の高いのが「聯勤国軍示範公墓」で、台北市にある一ヶ所のみである。次ぐのは「忠霊塔」、さらに「軍人公墓」となるようである。

「首都」である台北市には、別格の「聯勤国軍示範公墓」を別にしても、「国軍台北忠霊塔」と、「台北市軍人公墓」があり、近くの行政区域には「台北県軍人公墓」がある。

第2表 軍人の埋葬地と規定

名称	責任単位	申請条件	申請書類
国軍 示範 公墓	聯勤軍墓管理处	①現役期間に作戦、公務により死亡した場合 ②作戦中に、公務の負傷により死亡した場合 ③生前に勲章を受けた者 ④満二〇年以上服役したか、退役年金を受領している者	①退職辞令 ②死亡証明書 ③除籍謄本 ④勲章証書又は退職年金交付証 又は20年以上勤務証明書 ⑤申請人の及び国民身分証
国軍 忠靈 塔	聯勤総部	①現役期間に作戦によるか公務で死亡した者 ②作戦中に、公務の負傷により死亡した者 ③生前に勲章を受けたか、満一〇年以上服役した者	①退職辞令謄本 ②死亡証明書 ③除籍謄本 ④勲章証書謄本または満10年 以上勤務証明書 ⑤申請書
軍人 公墓	各県(市)政府	志願法により退役になった士官・下士官・兵の死亡者	①退職辞令 ②死亡診断書 ③埋葬申請書 ④埋葬許可書

(注) 第1表と同じHP

であり、下士官、将校から將軍までが含まれる。また、戦没者は「国軍示範公墓」と「国軍忠靈塔」にのみ納骨ないし埋葬できるわけで、この点でもこの二者は特別な権威を与えられていると言える。現地で調査したものに「台北市軍人公墓」がある。HPで「軍人公墓管理規則」(以下、管理規則)、「台北市軍人公墓管理作業要点」(以下、作業要点)の二点を入手したので、それに基づいて具体的に説明しよう。

「軍人公墓管理規則」は、中央法令である。一九八三(民国七二)年五月二六日に行政院が制定し、同年六月一〇日内政部第一六二四三一号令として発布された。五年後の一九八八年に改訂され、内政部第五八六三〇一号令として公布された。七章三四条からなっている(第3表)。

「台北市軍人公墓管理作業要点」(第4表)はほぼ中央法令である。「軍人公墓管理規則」を踏襲しているが、市政府の作成した文章だからなのか、やや異なったところも見られる。例えば、軍人だけでなく、「榮民」も埋葬が可能となっている。「軍人公墓」は、軍人を対象としているはずだが、一般墓地も管理している市政府が勝手に拡大解釈したのかどうか、今後調査することが必要である。

軍人公墓は、埋葬地≡墓地であるが、その周囲には追悼空間でもあることを強調する構造物が見られる。全体は基地公園と軍事展示館を兼ねたかのように作られているのだが、区域全体の入り口に大きな門が置かれている。調査した「彰化軍人公墓」、「台中軍人公墓」とも、門の中央には「彰化軍人忠靈祠」、「台中軍人忠靈祠」とあった。

第3表 軍人公墓管理規則

第一章 総則

- 第一条 軍人公墓の管理は、法律の規定の他はこの規則を適用する。
- 第二条 軍人公墓の主管機関は、中央では内政部、地方では省(市)県(市)政府とする。
- 第三条 省(市)県(市)の主管機関は、管理人員を派遣指揮し、軍人公墓を管理しなければならない。
- 第四条 軍人公墓の建築は、公園・廟宇・霊塔の型式で規格される。
- 第五条 軍人公墓の埋葬は、土葬と遺骨埋葬の二種に区分される。土葬墓の使用年限は、地方民意機関の同意の後主管機関によって規定する。使用年限の満三カ月前に、前の主管機関あるいは管理機構は、墓主に通知し、年限満了以前に自ら拾骨し、納骨堂(塔)または他の納骨施設内に安置すること。墓穴は主管機関が回収する。期間満了後も未処理であったり、遺族がない者は、主管機関が行政執行法の規定により代執行する。

第二章 埋葬対象

- 第六条 死亡した現役軍人で、次の条件の一に合う者は軍人公墓に埋葬される。
一 作戦死亡 二 公務死亡 三 病死 四 意外な死亡
- 第七条 志願役で法により退除役した軍人の死亡者は、軍人公墓に埋葬することができる
- 第八条 退除役軍人死亡者で、国家に対し功勳があり陸・海・空軍勲章・褒章を受けた者に限り軍人公墓に土葬することができる。
- 第九条 第六条・第七条の軍人死亡者で、次の条件の一にある者は、軍人公墓に埋葬することはできない
一 死刑に処された者 二 在監中死亡者 三 逃亡中死亡者 四 自殺、但し自殺の原因が純正で、撫恤された者は此の限りにあらず

第三章 申請順序

- 第一〇条 退役軍人死亡者で軍人公墓に埋葬するために、所属単位を経て申請する者は、營級または相当単位を経て主管機関に申請する。その手続きは以下。
一名簿(格式は付件一) 二埋葬通知(格式は付件二)を持って軍人公墓に行き管理人員の指定する位置に埋葬する
- 第一一条 現役軍人死亡者で軍人公墓に埋葬するために、遺族か親友が主管機関に申請する者の手続きは以下。
一 埋葬申請書(格式は付件三) 二 死亡通知またはその他証明書 三 埋葬通知書を持って軍人公墓に行き管理人員の指定で埋葬する。
- 第一二条 退除役軍人死亡者で軍人公墓に埋葬する者の手続きは以下。
一 行政院国軍退除役官兵輔導委員会(以下輔導會)所属の榮譽国民之家、榮民医院、榮民事業機構が榮民服務機構から申請する場合の手續きは以下。
二 遺族か親友が自ら埋葬を申請する者は、退除役令あるいは関係書類、埋(火)葬許可証を添え、そのほか第一一条第一款・第三款によって処理する。
- 第一三条 死亡軍人の遺骸または遺骨は、申請手続き完了までは柩や遺骨を軍人公墓に運んではならない。
- 第一四条 死亡軍人を軍人公墓に埋葬した後、埋葬を移すなどは、申請者に主管機関から通知する

第四章 管理

- 第一五条 軍人公墓は地形状況により墓区を分割する。その区分原則は、功勳と陣(死)亡の性質で区分する。
- 第一六条 墓穴は墓号により編成する。その編成方法は、墓区に向かい、右から左へ、向こうから前へ、の順序で行う。墓と墓の間隔と距離(図式付件四)は、地形の限界により変更できる。
- 第一七条 土葬をするには、まず墓穴を開く。墓穴は長さ二メートル七〇センチ、幅一メートル二〇センチ、深さ七〇センチ。但し伝染病者は、棺を地面一メートル二〇センチ以下に深く入れる。
- 第一八条 碑を建てたり、墳墓を作る様式は付件五。
前項の規定により墓碑を設立する場合、質料は石板とし、陰文を刻み、紅字を塗る(規格付件六)。
- 第一九条 死亡軍人の遺骨箱は納骨室に納める。遺骨架は統一の番号を付ける。順序は、第一排第一層の上角を第一号とし、排按層により序排列を作る(遺骨架の格式は付件七)。納骨室(塔)が二箇以上あれば順序は別に分ける。
- 第二〇条 遺骨箱は規定の格式により申請単位(人)が自ら準備する(規格は付件八)。
- 第二一条 霊位碑は大型小型二種とする。大型は総霊碑位とし、小型は姓名霊位碑とする。霊位碑ごとに姓名四〇位を排列する(格式は付件九)。但し新たに軍人公墓を建てる場合、小霊位碑を設けることは出来ない。
- 第二二条 大型霊位碑は霊台中央に置く。小型霊位は埋葬の先後により、高層の中央から左右の排列により置き、最低層までの順序で置く(格式は付件一〇)
- 第二三条 死亡の軍人の遺骸・遺骨は管理人員の指定する位置・号数に置き、規定の規格の埋葬を行う。申請人や申請単位は任意の埋葬や位置などを要求してはならない。葬送事務は軍人公墓管理人員と協力して処理する。
- 第二四条 死亡軍人の遺骸や遺骨は軍人公墓に埋葬した後、管理人員は左の事項を処理すること。
一 申請名簿の記載資料を保管名簿に転記する(名簿の格式は付件一一)
二 付件二の規定の葬送は直轄市兵役処または縣市兵役科に通知する。

- 第二五条 軍人公墓の毎月葬送状況をまとめ月末に葬送月報を作成し、直轄市は兵役処に一部送り、県市は兵役科と省兵役処に各一部送る（月報表の格式は付件一二）
- 第二六条 主管機関は死亡軍人の葬送について葬送登記簿（格式は付件一一）を調製し、申請名簿、証明文書などを装丁して一冊とし、考査に備える。
- 第二七条 軍人公墓の施設・環境は、美観を保持し、主管機関は維持計画を訂正しつつ監督すること
- 第五章 祭祀
- 第二八条 軍人公墓は春秋二祭とする。春祭は毎年三月二九日、秋祭は毎年九月三日に挙行する。
- 第二九条 春秋二回主管機関が主催して、直轄市市長、県（市）長を主祭、当地の軍警学校、社団遺族代表を陪祭、その他の遺族等が参加する祭祀を行う。
- 第三〇条 死亡軍人の元所属部隊・機関・学校、あるいは遺族・親友が軍人公墓霊堂で自ら追悼祭を行う場合、軍人公墓管理人員はそれに協力し、理由なく拒絶してはならない。
- 第六章 経費
- 第三一条 軍人公墓の必要経費は省市政府が予算を建てる。直轄市政府は自ら処理し、省政府は予算により、軍人墓のある県市政府の使用に応じ分配する。県市政府も予算を立てこれに応ずる。
- 第三二条 輔導会は退役軍人の軍人公墓埋葬について、毎年維持補助費から軍人公墓の増加・改修・新建の経費の半数を除くこと
- 第七章 付則
- 第三三条 軍人公墓に関する事項は主管機関と現地の軍事機関が協力して処理すること
- 第三四条 本規則は発布の日より施行する。

第 4 表 台北市軍人公墓管理作業要点

- 一、台北市政府が、台北市軍人墓を管理する。
- 二、軍人公墓の管理は、法令の規定以外はこの作業要点で処理する。
- 三、主管機関は台北市政府、管理機関は台北市政府兵役処、執行機関は台北市軍人公墓管理所とする。
- 四、軍人公墓の埋葬は遺骨とする。もと土葬された墓は一〇年間を使用期限とし、満期一年前に骨の回収と仮埋葬を行う。
- 五、現役軍人死亡者の埋葬申請は以下の通り。
所属部署の申請の場合、死亡通知の提出によって管理所で処理する。
遺族か親友の申請の場合、軍隊の死亡通知と申請人の国民身分証によって管理所で処理する。
- 六、栄民死亡者の埋葬申請は、死亡証明書・榮譽国民証（コピー）及び申請人の国民身分証の提出によって処理される。栄民機構が申請する場合も同じ。
- 七、埋葬の申請は、管理所が審査し、埋葬通知書を発行する。申請人は一ヶ月以内に処理しなければならない。
- 八、夫婦同葬を受け付ける。以下の場合がある。①夫婦の骨を同時に埋葬する。②現役軍人（栄民）の骨を埋葬した後、配偶者が申請して同葬する。③志願役の現役軍人（栄民）の配偶者が先に死亡しても、先に埋葬実施を申請できる。
ただし、合法的配偶者一人に限る。
- 九、軍人公墓は、標準型の骨壺と瓶を準備し、無償で埋葬に供する。
- 一〇、柩に骨壺と瓶を埋葬し、高架に並べて番号を付け、被葬者の姓名を保証する。
- 一一、墓を墓地に運んで埋葬するときは、軍人公墓の忠霊堂で簡単な葬儀を行う。
- 一二、管理所は被葬者の遺骸・骨を審査し、順序に従って位置・番号を指定し、規定規格によって埋葬か一時埋葬を行う。申請人・申請部署は、場所を指定できない。埋葬事務は、管理所が人員を派遣し行う。
- 一三、申請手続きが完了するまで、骨壺を軍人公墓に運んではならない。遺骨の仮埋葬は、もと本公墓に埋葬されていた者に限る。
- 一四、遺骨を埋葬した後は、管理所は次の規定によって処理する。
埋葬通知書の記載を登録台帳に転載する。
毎月末に埋葬状況月報表を作成し、台北市政府兵役処及び関係部署に発送する。
- 一五、管理所は、審査された被葬者の仮埋葬について、登録表を作成し、申請名表証明文件などを作成管理すること。
- 一六、もと土葬されていた者は、一〇年以内に骨を骨壺に収め、忠霊堂かその他の霊（納）骨堂（塔）に仮埋葬する。その手続きは以下の通り。
- 1 管理所が八年目に、遺族に拾骨処理を行うよう通知。
 - 2 遺族が処理をしない場合、翌年再通知を行い、一〇年目まで通知を行う。
 - 3 一〇年後になっても未処理の者或いは遺族のない者は、管理所が代行処理を行う。拾骨費用は、申請人か遺族が負担する。

- 一七、祭殿は、陣中戦没者と特殊功勲死亡者の公祭・春秋の祭祀、来賓献花の場合のみ使用できるが、他は禁止する。
- 一八、前項の祭祀と献花の際、管理所の執行すべきこと。
 - 1 貴賓室の開放 2 道に絨毯を敷く 3 広場の両側に国旗・市旗を置く
 - 4 机に蠟燭・花・供え物・花輪を用意 5 音楽隊・儀仗隊を招聘
 - 6 式次第の指定 7 その他の行政支援事項
- 一九、忠霊堂は遺族が家祭を実施するのに提供する。家祭礼儀は遺族の信仰する宗教で行い、祭品を準備する。
- 二〇、管理所が仮埋葬を受け付ける時間
 - 1 月曜日から金曜日：午前八時三〇分から午後四時三〇分
 - 2 土曜日：午前八時三〇分から一二時
 国定祝日と定例休日は受け付けない
 忠霊堂祭祀サービス時間は毎日午前八時三〇分から午後四時三〇分までとする。
- 二一、忠霊堂の祭祀は正面ホールで行うこと。骨壺を机に移してはならない。祭拜終了後は祭品を撤収し、あらゆる冥紙（物）は銀炉で焼却すること。
- 二二、被葬者が所属していた部隊・機関・学校・遺族あるいは親友が、軍人公墓で自ら祭祀を行う場合は、管理所が補助する。
- 二三、祭殿・忠霊堂以外の墓園は、常時開放し、市民の休暇活動に提供する。
- 二四、軍人公墓の施設・環境は、保護計画によって荘厳さ・清潔美化を維持すること。
- 二五、墓園区域内への屋台の搬入は固く禁止する。
- 二六、祭祀に関する事項は、台北市に駐屯する軍事機関と協議し、協力実施すること。安全維持事項は、管区警察機関と協調して協力実施すること。
- 二七、要する経費は、管理所の編成した予算から支援する。



写真④ 彰化軍人公墓・正門



写真⑤ 台中軍人公墓・正門

彰化軍人忠霊祠の場合（写真④）、門に向かって右には、
 軍衛国家已樹功勲垂竹帛（軍は国家を衛りすでに功勲を樹て竹帛を垂る）
 さらに向かって左には、
 人祀忠骨追懷義勇享春秋（人は忠骨を祀り追って義勇を懐かしみ春秋を享す。）
 とあった。台中軍人忠霊祠の場合は（写真⑤）、門柱は四本で、向かって右から
 鉄砧靈山安忠魂（鉄砧靈山は忠魂を安んず）
 百戦功勲昭偉烈（百戦の功勲は偉烈を昭かにす）

千秋雲水□蒼茫（千秋の雲水蒼茫を□す）

隔海遙望旧故郷（海を隔て遙に旧故郷を望む）

と書かれていた。いずれも埋葬されている軍人の死の意味を高める文言である。

3 地域と軍人公墓

こうした軍人だけの墓園が社会からどのように受けとめられているか、興味深いテーマであるが、材料の収集が十分ではなく、述べることは殆ど不可能である。一つだけ、やはりHPで入手した新聞記事があり、関連するので引用しておきたい。

2001年2月20日「華訊新聞網」

南港軍人公墓霊骨塔建設に地域反対

王超群／台北報道

台北市政府は南港軍人公墓の一部の土地を社会局に委託して霊骨塔を建てることを計画したが、地方議員及び現地住民が断固反対している。昨（十九）日召集した協議において、台北市兵役処は会代表と共に、現地は生態保護区と学校に隣接しており、かつ道路も狭く、霊骨塔建設には賛成できない事を強調した。これに対し社会局は、葬儀場と霊骨塔は異なるものであり、環境破壊への影響は小さいとし、住民の支持を取り付けようとしている。

昨日の会議の議長である市府兵役処副処長の楊勝雄は「市議会民政委員会で、軍人公墓の空間を十分に利用し、且つ一ヘクタールの土地を社会局に移して霊骨塔を建設しよう兵役処に要求する決議

のため、昨日会議を召集したが、反対の声が大きく、当局は意見を整理してからまた民政委員会に提出する。」と話している。

市会議員李彦秀も昨日議場において軍人公墓の霊骨塔建設反対を表明している。彼女は「軍人公墓の周辺には中央研究院・住宅区があり、また生態保護区にもなっていて、多種の原生動植物が存在しているから霊骨塔建設には適さない」としている。

社会局は会議中、霊骨塔の必要性が切迫していることを述べ、官員は「目下台北市の公墓施設はすでに飽和状態であり、直ちに霊骨塔の建設が必要である。軍人公墓の空間と条件は需要に合致し、台北市の寸土寸金の状況下において討議の対象に組み入れられている」と強調した。

議会は、軍人公墓の三万の塔の空間のうち、現在使用している四千四百以外を後備軍人及びその眷属のために開放しよう要求する決議をしたが、楊勝雄は「この決議は内政部より、軍人公墓の使用には制限があり、後備軍人に開放するのは範囲が大きすぎ実質民間に開放するのと変わらず違法である、として否決された」と話している。

昨日会議に出席した中華技術学院の代表も「学校付近五百メートルの範囲内に公墓を置くわけにはいかない。市政府は軍人公墓の霊骨塔再建の適法性についてさらに深く討議してほしい」としている。近隣の住宅区胡適庭園管理委員会代表と南港区九如里長蘇国賢も「当地住民は市府が軍人公墓に霊骨塔を建てることを知らされておらず、市政府がこのことを隠していたことに対して抗議する」と話

している。^⑥

記事中の「南港軍人公墓」とは、第一表にあった台北市軍人公墓のこと。ここには「三万の塔」がある。これは、写真⑥にあるような納骨ロツカーのことだと思われる。しかし実際に納骨されているのは一五〇程度の四四〇〇であり、残りを範囲を広げて使用したいと提案した内政部から断られたという。内政部は、軍人公墓を管理している中央機関である（前述、「軍人公墓管理規則」第二条）。

紛争は、台北市政府が、一般墓地が飽和状態であるから、軍人公墓の一部を市政府社会局に移管し、一般住民用の霊骨塔を建設しようとしたことから始まった。既に軍人公墓には納骨のためのロツカーが設置されており、それには反対していないが、一般用の霊骨塔には反対する。学校付近への設置は、既に軍人公墓があるので、既成事実でもある。軍人公墓の空間も都市化の中で有効活用したい市政府と、墓地をこれ以上広げられるのに抵抗を示す住民との紛争と解される。広い



写真⑥ 国軍彰化忠霊塔の納骨室

意味では、軍人公墓が、学校の近くなどに広い場所を占めていることに対する抵抗感が存在していると考えられるのでは

ないか。

第三章 国軍示範公墓

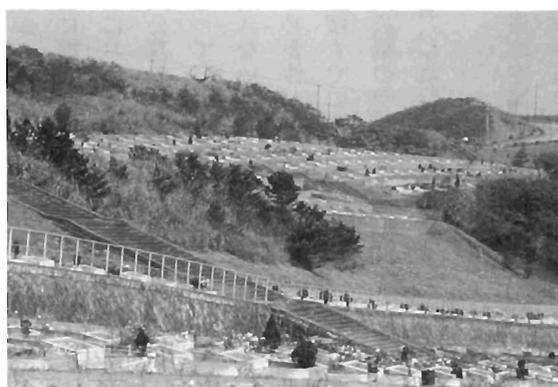
1 国軍示範公墓の意義

「国軍示範公墓」は、台北市の郊外、車で二時間ほど走った山上にある（写真⑦）。五指山という。ここも土葬と納骨堂の二本立てになっているが、本来土葬中心で、納骨堂である「国軍忠霊殿」は昨年暮れ完成し、三月に調査した時には、わずか一名しか納まっていなかった。

「示範公墓」の意義は、墓域中央に建てられた「国民革命軍陣亡将士紀念碑」（高さ二〇メートルほどか）の足下に設置されていた「国軍示範公墓籌建誌」が説明している。

国軍示範公墓籌建誌

人類の歴史は群体奮闘して生を求める記録である。しかるに国家の主権及び一切の建設された成果の安全維護は、最後には武力の保衛に結びつく。ゆえに国賊の難のたびに必ず豪傑志士が決起し、王事を務め危亡



写真⑦ 国軍示範公墓

を救い、自らを犠牲にし、皆の生存発展を謀る。民国建国以来軍閥割拠し賊が侵入し共産党が肆虐し、国運危うき事往昔に倍たり。ここにおいて我 領袖は熱血青年を召集し、国民革命軍を創立し、国父の遺志を貫徹し、三民主義を実行し、内は統一を求め、外は侵略に抗い、東征北伐、賊の討伐、抗日、戯乱諸役を経て、我が国軍將士は、悲苦憤発し、ますます激しく、ある者は全てを国に捧げ、ある者は先陣の功を樹て、心力を尽くし、血を流し、職においてはよく勤め、戦いにおいてはよく戦い、領袖の子弟に恥じることなく、民族の精英となり、匡時を策功し、滅亡から救い、生存を求め、功を崇え、烈を彰かにし、国に常典あり。用^つつて英霊を慰め、ここに到る。国防部は總統の徳の意を受け継ぎ、大金を投じ、国民革命軍陣亡將士紀念碑・忠靈塔・英雄塚・紀念堂・文物陳列館及び長期使用に供する軍人墓園を建設した。台北市郊外五指山の南に場所を定め、工期を分けて進め、規格は努めて莊嚴壯觀を求め、私維は命を奉つて経営管理した。国軍先烈の霊を慰めて曰く、「生きてはよく志を奮い、死しては英名を留める。魂はそれ散ぜず、長く戦旗の傍らにあり。以つて中興を佑す。」謹んで石を刻み以つて献ず。

聯合勤務總司令／陸軍二級上將 蔣維國（印）謹誌

中華民國七十一年三月二十九日

「中華民國七十一年」は、一九八二年である。全体として非常に興味深い説明文で、人類史から戦争と軍隊の評価を行う。「我 領袖」は国民革命軍の創設を孫文から依頼された蔣介石のことだろう。「中華民國」に命を捧げた軍人たちの埋葬地としてここは建設された。追悼

施設である「忠烈祠」だけではなく、「示範公墓」を具体的な埋葬地としなければならなかった。

2 国軍示範公墓の埋葬実態

区域は、入り口近くに下士官・尉官、その奥に佐官、さらに將軍と、墓域が分けられている（写真⑧）。山であるために全体に起伏があり、階級により斜面の上か下かという区別をしているわけではないようだった。

国軍忠靈塔などの納骨室では、軍人一人の納骨であったが、土葬をしている示範公墓では、夫婦の埋葬が行われている。どちらが先に亡くなっても、同じ墓に埋葬している（写真⑨）。たまたま調査日に葬儀が行われており、我々も参加したが、將軍が先に亡くなり、埋葬してある隣に夫人の埋葬をしていた。葬儀は、墓のある場所で行い、この例はキリスト教の儀式であった。

墓石は、地面に埋める形のもので、長方形だった。階級、氏名、生没年などが刻まれている。



写真⑧ 国軍示範公墓・墓區配置圖

納骨堂「国軍忠霊殿」の納骨ロッカーは、最上階が將軍、次層が佐官、下層が尉官と区別されていた。

結びにかえて

「中华民国」という「国家」は、追悼の場である「忠烈祠」と、埋葬の場である「国軍忠霊塔」・「軍人公墓」の二本立てで、軍人の死者に對しようとしている。これは、戦前日本国家が持っていた追悼と埋葬の二本立て構造と相似形である（第2図）。東アジア型国家追悼形式と呼ぶことが可能だろう。

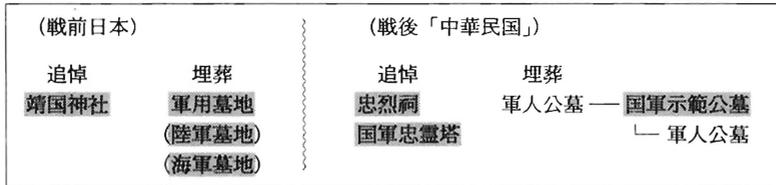


写真⑨ 国軍示範公墓の墓標と埋葬

ただ、日本の場合は、追悼施設も埋葬施設も軍陸軍・海軍が関与し、管理責任を持っていたが、戦後「中华民国」では、軍が関与し、管理責任を持つのは、国軍示範公墓と国軍忠霊塔であり、それ以外の軍人公墓は地方行政団体に委任しているのが、大きな違いである。

また、国家的追悼の場としては、戦前日本の靖国神社、戦後「中华民国」台北市の忠烈祠が対応し、いずれも軍の管理責任となつて

第2図 追悼と埋葬



(注) ■ は、軍が関与している施設。

いる。

二つの事例とも軍が直接関与する場合をこれだけ多くしているのは、儀礼の威厳を維持するための方策ではないか。台北市の「国軍示範公墓」で、いろいろ尋ねていたところ、係員の軍人が、ここには総統は来ない、と言っていたのが印象的だった。一度も来たことがないのか、

彼が勤務しているここ数年来たことがないのか、明確に確認したわけではないが、前者の意味だと思った。「国軍示範公墓」は、最も格の高い軍用墓地であり、多くの軍人、將軍から下士官までが、多くは夫婦で埋葬されているが、やはり「埋葬地」であつて、追悼の場としてはあまり重視されていない、ということになろう。

しかし、「台北市軍人公墓管理作業要点」の分析で示したように、遺族にとつては大切な家族が埋葬されているわけで、祭祀は行われねばならない。それが、「軍人公墓」の入り口門柱に掲げられている追悼の文である。

国家と民衆のせめぎ合いの中に、戦没者の追悼問題は存在している。

〔注〕

- (1) これらの調査や制度史について筆者のまとめたものは、以下の通りである。
- A 「万骨枯る」空間の形成——陸軍墓地の制度と実態を中心に——
佛敎大学『文学部論集』第八二号、一九九八年三月
 - B 陸海軍墓地制度考 大阪大学文学部日本史研究室編『近世近代の地域と権力』所収、清文堂、一九九八年一月
 - C 軍隊と戦争の記憶——日本における軍用墓地を素材として——
『佛敎大学総合研究所紀要』第七号、二〇〇〇年三月
 - D 公的追悼空間論——戦没者問題をめぐって——『新しい歴史学のために』第三八号、二〇〇〇年六月
 - E 軍用墓地と日本の近代 大阪歴史学会『ヒストリア』第一七一号、二〇〇〇年九月
 - F 大英帝国の戦争——博物館・墓地・追悼碑——『佛敎大学総合研究所紀要』第八号、二〇〇一年三月
 - G 軍用墓地の戦後史——変容と維持をめぐって——『文学部論集』第八六号、二〇〇二年三月
 - H 誰が追悼できるのか——靖国神社と戦没者追悼——『季刊戦争責任研究』第三六号、二〇〇二年六月
 - (2) 本稿を準備した現地調査は、二〇〇二年二月二八日から三月三日にかけて行った。調査協力者は、いずれも中国史専攻の桐本順功氏(当時佛敎大学大学院文学研究科修士課程二回生)、黄栄昌氏(同博士課程三回生)の二名。なお本稿で使用した中国文の翻訳も、桐本順功氏(現史学料資料室員)に依頼して行った。
 - (3) <http://www.tccg.gov.tw>
 - (4) <http://taiwan.wcn.com.tw/b5/hwalien/hwalien-1.shtml>
 - (5) http://www.motc.gov.tw/hypage.cgi?HYPA&E=travel_1.htm&spoid=114
 - (6) http://ttm.com/cna/ofieb_index.html

〔付記〕 本稿は、佛敎大学二〇〇〇年度特別研究助成費による史料収集と、その後の調査による成果である。記して感謝の意としたい。

(はらだ けいいち 史学科)
二〇〇二年十月十六日受理

